

厚岸町教育委員会障がい者活躍推進計画

令和2年3月31日策定

機関名	厚岸町教育委員会
任命権者	厚岸町教育委員会
位置付け	障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づく障害者活躍推進計画
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用の課題	厚岸町教育委員会では、平成24年度から厚岸町（町長部局）との合算により雇用率を算定する特例認定を受けていますが、平成25年度以降、法定雇用率を達成していない状況が続いています。 職員の採用については、町長部局において総体的に行っているため、町長部局と連携し、計画期間中の法定雇用率達成を目指します。
目標	【目標】 計画期間内に法定雇用率を達成し、達成後も各年度において下回らないようにします。 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 1.69% （法定雇用率2.5%） ※厚岸町と厚岸町教育委員会との合算 【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理

取組内容

障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、町長部局と連携の上、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁内グループウェア等により周知します。 ○障害者職業生活相談員の選任義務（障がい者である職員が5人以上）が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、北海道労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させることとします。
障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者である職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。
障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じることとします。